

二方雇均発 1101 第 2 号の 1
平成 29 年 11 月 1 日

関係団体各位

三重労働局
雇用環境・均等室長

「年末年始における年次有給休暇の取得促進」及び
「労働時間等見直しガイドライン等の改正」に係る周知協力依頼について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」を推進しています。こうした「働き方改革」の一環として、年末年始における連続休暇取得に向けて、土日、祝日等に年次有給休暇を組み合わせ、連休を実現する「プラスワン休暇」や、年末年始に合わせた「計画的付与制度」の促進に取り組んでいます。

また、今般キッズウィーク（地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組）への対応や、労働者が裁判員として刑事裁判に参画しやすくするとともに、平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「規制改革実施計画」で示された転職しても転職が不利にならない仕組みをつくるため、労働時間等見直しガイドライン及び育児・介護休業指針が改正されました。

つきましては、貴団体におかれましても、これらの趣旨をご理解の上、總會等、会員企業の集まる機会がありましたら、同封するリーフレットを配布していただくなど、周知・啓発に向けご協力賜りますようお願いいたします。

なお、リーフレットに不足がありましたら、追加でお送りすることが可能ですので、必要部数を下記担当までご連絡ください。

三重労働局雇用環境・均等室

所在地：津市島崎町 327-2

電話 059-226-2110

担当：池谷・内田